

|     |  |    |    |     |    |
|-----|--|----|----|-----|----|
| 三三〇 | 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示  | 二一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三三一 | 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示  | 二一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三三二 | 平成三十年台風第二十一号に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件   | 一一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三三三 | 平成三十年北海道胆振東部地震に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件   | 一一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三三四 | 租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十一年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件   | 一一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三三五 | 国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件  | 一一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三三六 | 財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件  | 一一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三三七 | 出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件   | 一一 | 二二 | 273 | 二二 |
| 三四〇 | 支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件   | 二五 | 二五 | 四   | 二五 |
| 三四一 | 出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件  | 二五 | 二五 | 四   | 二五 |
| 三四二 | 輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件   | 二五 | 二五 | 四   | 二五 |
| 三四三 | 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件                      | 二八 | 二八 | 四   | 二八 |
| 三四四 | 生鮮等牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件の一部を改正する件   | 二八 | 二八 | 五   | 二八 |
| 三四五 | 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量を定める件の一部を改正する件 | 二八 | 二八 | 五   | 二八 |
| 三四六 | 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度における発動基準数量を定める件の一部を改正する件   | 二八 | 二八 | 六   | 二八 |
| 三四七 | 経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十年度における輸入基準数量を定める件   | 二八 | 二八 | 六   | 二八 |
| 三四八 | 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの輸入数量を告示する件  | 二八 | 二八 | 七   | 二八 |
| 三四九 | 平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件   | 二八 | 二八 | 七   | 二八 |
| 三五〇 | 平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件                                       | 二八 | 二八 | 七   | 二八 |
| 三五一 | 平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る。)及び冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る。)の各輸入数量を告示する件                         | 二八 | 二八 | 八   | 二八 |
| 三五二 | 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件  | 二八 | 二八 | 八   | 二八 |
| 一七  | ○財務省、農林水産省<br>株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件                                  | 一九 | 一九 | 280 | 二二 |
| 一九  | 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件   | 一九 | 一九 | 280 | 二三 |
| 二六  | ○国 税 庁<br>北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件   | 一九 | 一九 | 280 | 二三 |
| 二二五 | ○文部科学省<br>強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件  | 一一 | 一一 | 二五  | 一一 |
| 二二六 | 文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件  | 七  | 七  | 八   | 七  |
| 二二七 | 文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件の一部を改正する件  | 一七 | 一七 | 三   | 一七 |
| 二二八 | 国立大学法人会計基準の一部を改正する告示   | 二一 | 二一 | 282 | 四七 |
| 二二九 | 重要文化財を国宝に指定する件   | 二五 | 二五 | 284 | 二〇 |